

一般社団法人神奈川大学宮陵会主催、共催、協賛、後援等の 名義使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人神奈川大学宮陵会（以下「本会」という。）が関与する事業における関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する主催、共催、協賛、後援（以下「後援等」という。）に関する定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「主催」とは、本会が事業開催の主体となり、自己の責任において、その事業を開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、本会を含む複数の者が事業開催の主体となり、協同でその事業を開催することをいう。主体が本会を含む複数であること以外には、「主催」と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その事業への本会の関与度合いが強い場合をいう。
- (3) 「協賛」とは、本会以外の第三者が開催の主体となる事業について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。「後援」と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べてその事業への本会の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (4) 「後援」とは、本会以外の第三者が開催の主体となる事業について、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は原則として名義使用に限るものとし、「協力」と同義とする。

(適否基準)

第3条 主催及び共催の適否は、本会が事業を主催又は共催する場合には、本会定款第3条（目的）及び第4条（事業）に則っていることを基準として、個別に判断するものとする。

2 協賛及び後援の適否は、本会の会員、その他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等（以下「第三者主催の事業等」という。）に関して、協賛又は後援依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断するものとする。

(1) 承認することができる場合

- イ 公益性が求められるとき。
- ロ 本会の会員にとって有益であると認められるとき。
- ハ 本会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

(2) 承認することができない場合

- イ 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
- ロ その運営方法が、公正でないと認められるとき。
- ハ その他、本会の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき。

(手続き)

第4条 本会における後援等に関する手続きは、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- (1) 本会が第三者主催の事業等に関して後援等の依頼を受けた場合には、その主催者から事業の内容等を記載した「後援等名義使用承認申請書」の提出を本会会長宛てに受け、本会会長が本取扱要領第3条の基準に則り承認の可否を判断する。
- (2) 本会事務局は、本会会長による判断結果をその事業の主催者に対して結果を通知する。
- (3) 後援等の名義使用の承認期間は、承認した日から事業の終了する日までとする。
- (4) 第三者主催の事業等の終了後、本会事務局は、その事業の主催者に対して、本会会長宛ての報告書の提出を求めるものとする。

(改廃)

第5条 この要領の改廃は、本会三役会議の決議を経て行う。

附 則

この取扱要領は、平成28年11月25日から施行する。

後援等名義使用承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人神奈川大学宮陵会
会長 久保清治様

申請団体
所在地 _____
団体名 _____
代表者 _____ (印)

このたび、下記の事業を実施するにあたり、貴法人の後援等名義の使用を承認していただきますよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業の名称 _____
2. 事業の内容 _____
3. 主催者 _____
4. 使用名義 _____
5. 開催期間 _____
6. 参加予定者数 _____
7. 連絡先 _____
8. 添付書類 あり (_____) なし

会長	専務理事	専務理事	専務理事	受付
承認日 . .				